

(別紙)

小中学校の適正配置の基本的な考え方(案)

小中学校の適正規模の基本的な考え方について

- 1 小中学校とも12から24学級を適正規模の範囲とする。
- 2 小規模校のうち単学級(1学年1学級)となる過小規模校については、早急にその解消に努める必要がある。
- 3 大規模校のうち30学級を超える過大規模校となったときは、検討を加える必要がある。

1 学校配置の基準について

学校配置を考える視点

- ア 地域格差是正の視点 児童生徒の教育環境に格差が生じないような配置
- イ 学校と地域の関係の視点 学校と地域の関係に配慮し、地域コミュニティとバランスのとれた配置
- ウ 適切な通学区域の視点 児童生徒の通学距離の負担への配慮と安全性を確保した配置

学校配置の基準

- ア 学校は、児童生徒の教育環境に格差が生じないよう、適正な規模で地域にバランスよく配置されていることが望ましい。
- イ 通学区域は、地域のまとまりとできるだけ整合していることが望ましい。
- ウ 児童生徒の通学を考慮し、通学距離は一定の範囲(市が基準としている小学校が1,500m、中学校が2,000mまでを基本)とすることが望ましい。

2 学校適正配置の取り組み方について

基本的な考え方

児童生徒の教育環境を良好なものとするため、適正規模の学校を地域に適正に配置する。適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえて次のとおりとする。

- ア 小規模校については、通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努める。なお、原則として、小規模化の著しい学校から適正配置を進める。
- イ 大規模校については、特に大規模化の著しい学校において、通学区域の変更などにより適正規模が確保されるよう検討する。
- ウ 適正配置は、対象とする学校及び地域の状況などを十分検討した上で、実施可能なところから取り組んでいく。

小規模校への対応

小規模校（12学級未満）については、地域に複数ある小規模校について、地域の枠組みの中で、再編等により適正化を行う。

ア 近接する小規模校又は適正規模校との統合を行う。

イ 近接する大規模校又は適正規模校との通学区域の変更により適正化を図る。

ウ 上記ア・イの検討の際には、小中一貫校など多様な方法も検討する。また、必要に応じて、通学区域の変更を検討する。

大規模校への対応

大規模校のうち過大規模校（31学級以上）については、次の対応を検討する。

ア 近接する学校との通学区域の変更により、学校規模の適正化を図る。

イ 通学区域の変更が困難な場合は、教室の改修や仮設教室の建設を行う。

ウ 上記ア・イの方法で対応するとともに、さらに長期間にわたり過大規模校の状態が予測される場合は、増築を行う。

エ 上記ア～ウの方法で対応するとともに、さらに過大規模校化が長期にわたると予測され、かつ学校用地が確保されている場合には、学校の分離新設について検討を行う。

3 学校適正配置の具体的な進め方

教育委員会は、検討委員会の提言を受け、小中学校の適正配置（統合）計画案を策定すること。

小中学校の適正配置（統合）にあたっては、計画案に対する地元（当該児童生徒の保護者、対象となる地域の住民等）の合意形成を十分に図ること。

小中学校の適正配置（統合）について地元の合意形成を図るため、当該地域又は通学区域に区・町内会・自治会、PTA、青少年育成関係団体など地域の市民で構成される組織（協議会）を設置すること。

学校が地域コミュニティの中核的な役割を担っていることから、跡地利用について、地元の様々な活動の場としての利用や地域の活性化・発展のために有効な活用方法などを検討すること。

小中学校の適正配置（統合）により生み出された財源に相当する分は、可能な限り学校教育の充実、教育環境の整備のために活用するよう努めること。